

令和6年度 第1回神奈川県土地収用事業認定審議会 次第

日時：令和6年9月3日（火）15:00～

場所：県庁新庁舎5階 第5B会議室

1 開 会

2 議 題

会長・副会長の選任について

3 その他

土地収用制度について

4 閉 会

神奈川県土地収用事業認定審議会委員名簿（第12期）

（任期 令和6年7月24日～令和8年7月23日）

分野	氏名	職業
法学界	嘉藤 亮	神奈川大学 法学部 自治行政学科 教授
法曹界	(新任) 原田 満	神奈川県弁護士会 弁護士
都市計画	石川 永子	横浜市立大学 国際教養学部 国際教養学科 准教授
環境	(新任) 小峯 秀雄	早稲田大学 理工学術院 教授
	荒井 歩	東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 教授
マスコミ	種子島 幸	株式会社テレビ神奈川 営業局次長
経済界	三瓶 清美	神奈川県商工会議所連合会 常務理事

土地収用制度について

本日の流れ

- 1 土地収用法について
 - 2 事業認定の概要
 - 3 事業認定の要件
 - 4 事業認定審議会について
 - 5 最近の事業認定事例
-

1. 土地収用法について

1-1 土地収用制度の意義

- 財産権は、憲法によって強い保障のもとにある
- ただし例外的に、私有財産を（強制的に）公共の用に供することができる場合がある



土地収用法

1 - 2 土地収用法の適用

収用は用地取得における**最終手段**

⇒起業者は慎重な検討が必要

時間的必要性

- 事業用地を「早急に取得する」必要性がある

空間的必要性

- 取得する範囲は「必要最小限」である

1-3 土地収用制度の意義

私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる（憲法29条3項）

①公共のために...どの程度の公益性・公共性？

⇒**事業認定手続**

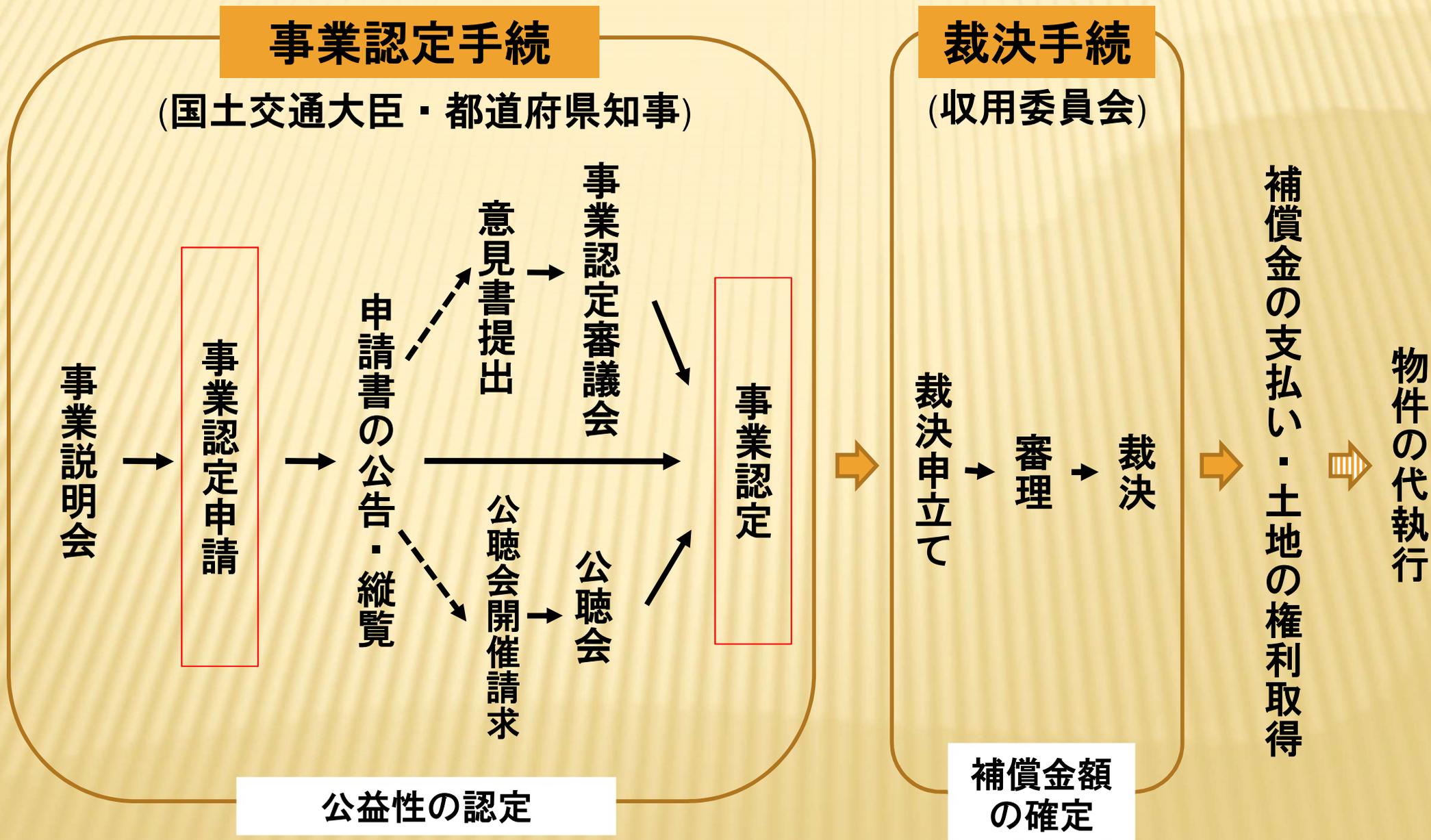
（国交大臣又は都道府県知事）

②正当な補償...どの程度の金額？

⇒**裁決手続**

（収用委員会）

1-4 土地収用全体の流れ



2. 事業認定の概要

2-1 事業認定とは

○ 事業認定とは

申請事業が**土地を収用するに値する
公益性を有することを認定すること**

2-2 事業認定庁

国交大臣認定

- 国の事業
- 複数の地方整備局の管内にまたがる民間事業

国交大臣認定 (地方整備局長に 委任)

- 都道府県の事業
- 複数の都道府県にまたがる民間事業

都道府県 知事認定

- 市町村の事業
- 1県内で実施される民間事業

2-3 本県相談状況（令和3～5年度）

※令和5年度末現在

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
道路事業	6	5	9
河川事業	—	—	—
公園事業	—	—	—
庁舎・施設事業	4	1	3
鉄道事業	1	1	1
計	11	7	13

※件数は各年度ごとに受けた相談事業の件数

2-4 本県事業認定件数（令和3～5年度）

※令和5年度末現在

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
道路事業	—	1	2
河川事業	—	—	—
公園事業	—	—	—
庁舎・施設事業	—	—	—
鉄道事業	—	—	—
計	—	1	2

3. 事業認定の要件

3-1 事業認定の要件

土地収用法（以下「法」）第20条の1～4号を満たすこと

3-2 事業認定の要件

1号 事業が法第3条各号の一に掲げるものに関するものであること

ex) 道路 河川 ダム 鉄道 公民館 図書館
病院 地方公共団体が設置する庁舎 . . .



計35種類の事業（収用適格事業）
に該当するか

3-3 事業認定の要件

2号 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること

十分な意思

ex)

- 議会の議決はあるか
- 事業のための総合計画等が策定されているか

十分な能力

ex)

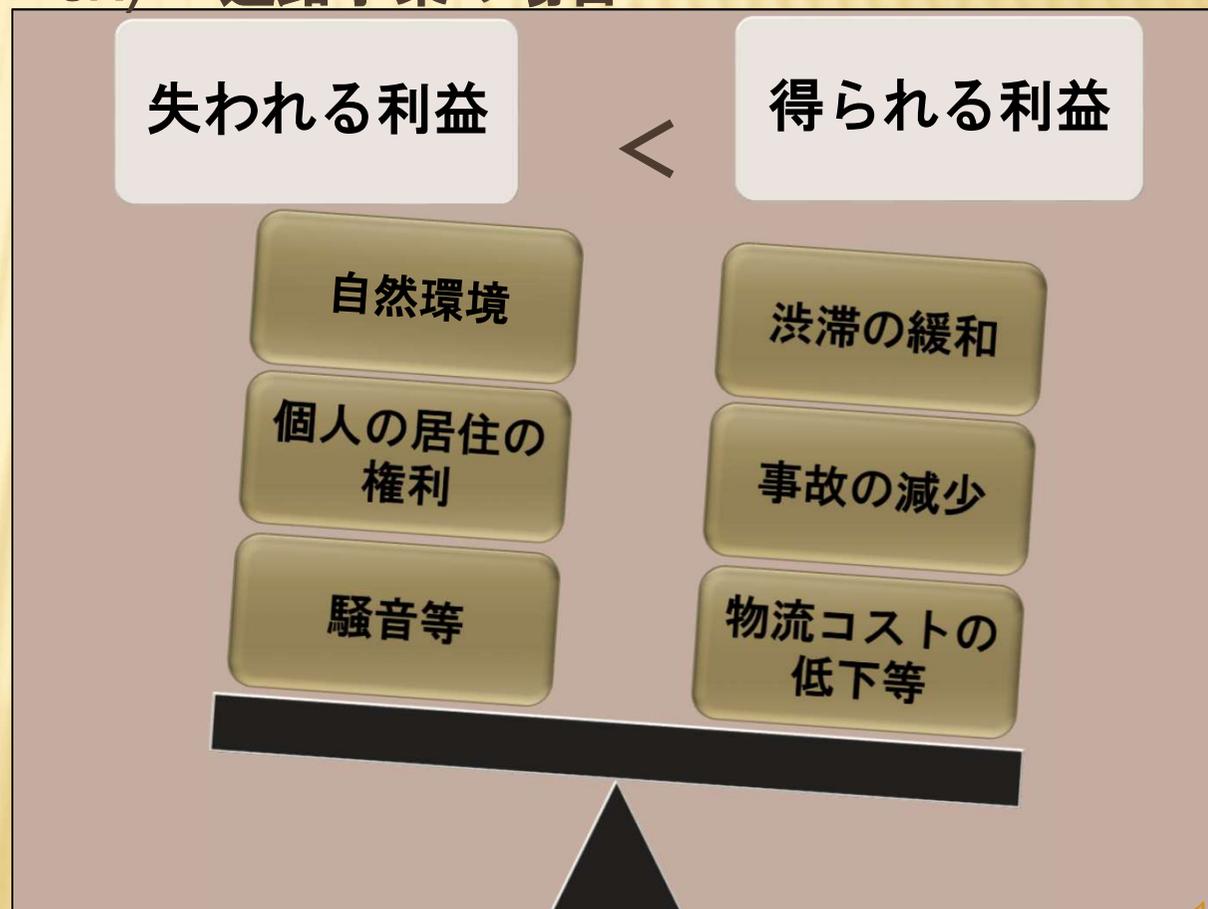
- 予算や人員が足りているか
- 事業遂行に必要な行政庁の許認可等が得られているか

3-4 事業認定の要件

3号 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること

「得られる公共の利益（事業のメリット）」と「失われる私的ないし公共の利益（事業のデメリット）」を比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められるか

ex) 道路事業の場合



3-5 事業認定の要件

3号 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること

代替案比較の実施

- 申請案を含め3つの代替案を比較
- 交通事情、周辺環境、支障物件の有無などの比較 **経済的視点**も重要

(参考) 都市計画事業で都市計画決定された内容と整合していれば、代替案比較は不要

3-6 事業認定の要件

4号 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること

■ 1～3号では検討されていない要素を検討

ex)

- 早期に事業を施行する必要があるか
- 収用ではなく使用で解決できないか

4. 事業認定審議会について

4-1 設置の経緯

○ 平成13年の土地収用法改正により設置

(背景：住民の公共事業に対する意識の変化)

ex) 公共事業の費用対効果
環境との調和



- 事業認定の**中立性及び信頼性を向上**させるために、第三者機関の意見聴取が義務付けられ、都道府県では第三者機関として審議会を置くこととされた

4-2 審議会委員

- 事業認定の中立性、公正性等の確保を図るため、委員については、**法学界・法曹界・都市計画・環境・マスコミ・経済界等の分野**からバランスのとれた人選を行う
- 本県でも、上記6分野の皆様に委員を務めていただいている

4-3 開催の要件等

- 事業認定申請書の縦覧中に提出された意見書が、事業認定庁が行おうとしている処分と反対の趣旨である場合に開催される（必要的開催要件）

※意見書の提出がなくても事業認定庁の判断による任意的開催は可能

- 事業認定庁は審議会の意見を尊重しなければならない

4-4 審議の内容

主に次の2点について、審議会では審議を行う

- ① 事業認定の申請に対し、認定庁が行おうとしている処分（事業認定又は認定拒否）及びその理由について
- ② 申請内容が公告・縦覧され、これに対し反対意見が提出されたとき、当該意見に対する認定庁の見解について

4－5 平成24年以降の開催状況

平成24年8月	正副会長互選の審議のため
平成26年8月	同上
平成27年6月	事業認定申請案件に係る審議のため（※）
平成27年8月	同上（※）
平成28年8月	正副会長互選の審議のため
平成30年8月	同上
令和元年11月	副会長互選の審議のため
令和2年8月	正副会長互選の審議のため（書面開催）
令和4年9月	正副会長互選の審議のため

※ 平成27年に実際の申請案件に関する審議会が開催された（審議内容が多岐に渡ったため2回に分けて開催）

5. 最近の事業認定事例

5-1 道路事業の認定事例

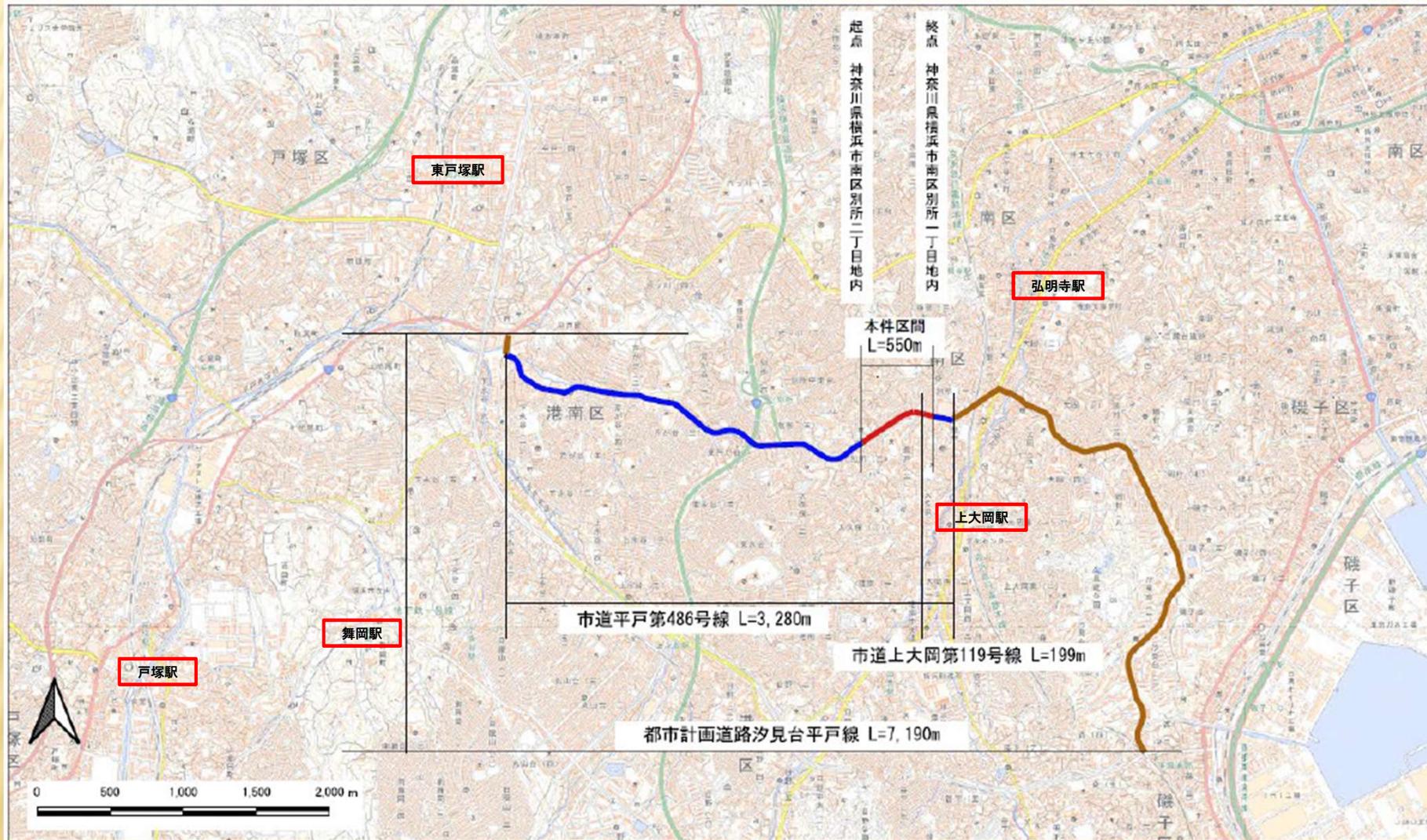
認定時期 令和6年3月

起業者 横浜市

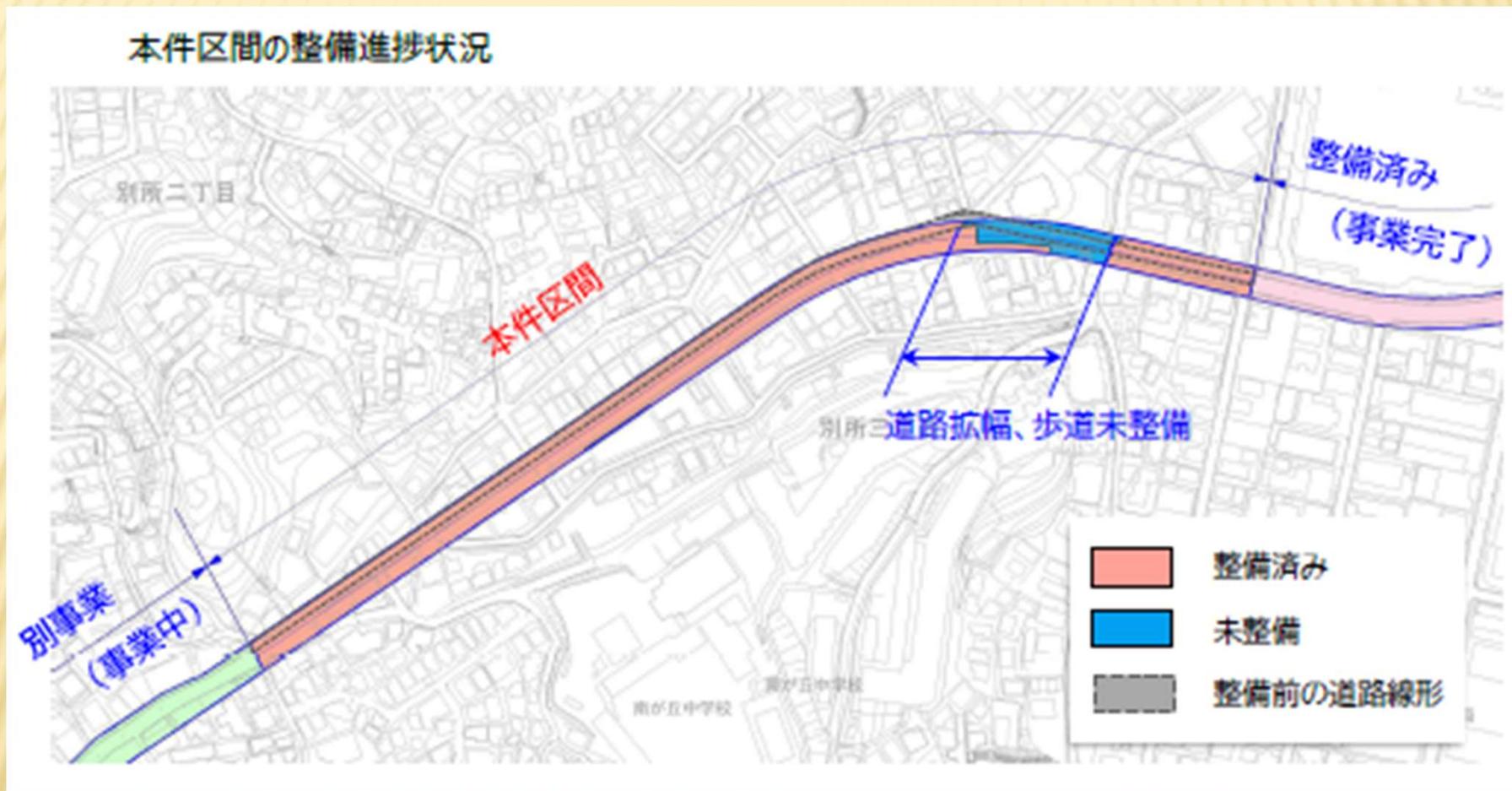
事業名 市道平戸第486号線・市道上大岡119号線道路改良工事

事業内容 道路幅員が狭小で、交通事故が多発する等の課題があるため、現道の拡幅工事を行う。

5-1 道路事業の認定事例



5-1 道路事業の認定事例



本件区間の東側は整備済み、西側は事業中となっている。

5-1 道路事業の認定事例

○本件区間について

- ・住宅密集地となっており、通勤通学のために、京急及び市営地下鉄上大岡駅、京急弘明寺駅等に向かう歩行者・自転車等の往来が相当程度ある。
- ・近隣には小中学校、医療機関、大型スーパー等があり、日常生活を支える道路である。

5-1 道路事業の認定事例



路側帯を超えて車道部を通過する歩行者



歩行者を避けセンターラインを越えて走行する自動車



未整備区間手前で待機する路線バス



側道から本件区間へ進入する際の視点
(左側の見通しが確保できない)

本件区間において道路幅員の最小箇所は約5.9mとなっていることから、道路構造令の基準を満たすよう歩道の新設や車道の拡幅を行う。

5-1 道路事業の認定事例

〔法第20条第1号要件について〕

法第3条第1号「道路法による道路」に該当する事業であると認められる



本要件を充足する

1号
事業が法第3条各号の一に掲げるものに関するものであること

5-1 道路事業の認定事例

〔法第20条第2号要件について〕

- ・ 起業者（横浜市）は道路管理者である
 - ・ 起業者は事業に必要な予算措置をしている
- 起業者は事業を遂行する意思と能力を有する
と認められる



本要件を充足する

2号

起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること

5-1 道路事業の認定事例

[法第20条第3号要件について]

○得られる公共の利益

整備前の課題①

交通事故の多発

3号
事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること

本件区間における交通事故発生状況（H30年～R4年）

	未整備区間 (L=65m)		整備済区間 (L=485m)		合計
	件数	%	件数	%	件数
事故発生件数	10	34.5	19	65.5	29
100mあたり発生件数	15.4		3.9		—

5-1 道路事業の認定事例

整備前の課題②

大型車両の対向車とのすれ違いが困難で、緊急車両の円滑な通行が妨げられている

- 本路線に消防出張所が2か所
本路線付近に医療機関が複数あり

5-1 道路事業の認定事例

整備内容

歩道の新設及び車道の拡幅

整備効果①

- ・ 現在車道部の通行を余儀なくされている

歩行者の安全の確保

→交通事故件数の減少

5-1 道路事業の認定事例

整備効果②

大型車両同士のすれ違いが停車等することなく円滑に行われる。

→緊急車両、消防車両、救急車両の円滑な走行環境の確保

5-1 道路事業の認定事例

[法第20条第3号要件について]

○失われる利益①

本事業は環境影響評価の対象ではないが、起業者が任意で大気質、騒音及び振動について調査を行ったところ、全て関係法令の基準を満たしていた。

5-1 道路事業の認定事例

〔法第20条第3号要件について〕

○失われる利益②

埋蔵文化財は存在せず、また、希少野生
動植物への影響は軽微

→以上のことから、失われる利益は軽微
であると認められる

5-1 道路事業の認定事例

〔法第20条第3号要件について〕

○事業計画の合理性

都市計画事業で都市計画決定された内容
と整合しているため代替案の比較は不要

5-1 道路事業の認定事例

〔法第20条第3号要件について〕

- ・ 本事業の施行によって得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる
- ・ 事業計画の合理性が認められる
 - 本事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる



本要件を充足する

5-1 道路事業の認定事例

〔法第20条第4号要件について〕

- ・ 交通事故が多発しており、道路利用者や住民の安全性を考慮すると、早期に施行する必要性が高い事業と認められる
- ・ 起業地の範囲は事業計画に必要な範囲であり、収用・使用の範囲の別も合理的と認められる



本要件を充足する

4号

土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること

5-1 道路事業の認定事例

〔結論〕

本事業は法20条の要件をすべて充足する



事業の認定